

室谷総合法律事務所法律セミナーの開催について

昨年からはじめました弊所法律セミナーですが、おかげさまで、オンライン形式にて3回の開催をさせていただき、多くの皆様にご参加いただきました。

本年も、昨年同様、弊所法律セミナーを開催させていただく予定です。最新法律情報を発信するとともに、弊所が考える切り口や視点を盛り込んだ内容を提供させていただく所存です。下記の2回の開催をまずは決定しております。ご参加いただけます皆様におかれましては、同封させていただいておりますチラシに必要な事項を記載していただき、ファックスをしていただくか、メールにてご連絡を頂戴できれば幸いです。

記

- ・第4回オンラインセミナー 2022年2月16日(水) 15時30分～17時

講師 室谷総合法律事務所 代表弁護士 室谷 光一郎

テーマ「肖像権とパブリシティ権の実務と概要について」

肖像権、パブリシティ権は明確な法律もなく、ややマイナーな分野であります。実務でもなかなか扱いづらい分野ですが、基礎知識をコンパクトにまとめて企業法務で押さえておきたい実務を説明いたします。

- ・第5回オンラインセミナー 2022年4月20日(水) 15時30分～17時

講師 室谷総合法律事務所 代表弁護士 室谷 光一郎

弁護士 堀ノ内 佳奈

テーマ「広告表示における実務上の注意点とその対応について」

商品の値引販売や景品の付加等企業の広告・販売事業は景表法の規制対象となるものが多く、他にも著作権やプライバシー権等、宣伝広告をする上で注意すべき権利は多く存在します。企業における適正な広告表示のための対応を、法違反・権利侵害をした場合の影響を交えながら分かりやすく解説いたします。

以上



室谷総合法律事務所

代表弁護士 室谷 光一郎

弁護士 柳 知幸

弁護士 堀ノ内 佳奈

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号

四ツ橋ビルディング602号

TEL: 06-6535-7340 FAX: 06-6535-7341

<https://murotani-law.jp>

地下鉄四つ橋線四ツ橋駅2番出口直結。

月曜日～金曜日 相談要予約



室谷総合法律事務所ニュースレター

つくる/つなぐ/ひらく

2022年1月発行 Vol.6

室谷総合法律事務所

〒550-0013 大阪市西区新町1丁目5番7号 四ツ橋ビルディング602号
TEL: 06-6535-7340 FAX: 06-6535-7341 <https://murotani-law.jp>



あけましておめでとうございます。昨年1月に柳知幸弁護士を迎え、弊所は弁護士3名、事務員2名態勢となっております。小さい事務所ではありますが、クライアントの皆様のために闘うという意識、クライアントの皆様を支えているという意識を所員全員がしっかりと持って対応させていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年も一昨年に引き続き、新型コロナウイルス禍による社会経済の変容という事態に世界は直面しております。確かに、「人と会うことがリスク」というマイナス面がどうしても付きまといませんが、様々な意識変革が生まれてきているようにも思います。場所に拘らないテレワークという働き方、オンラインミーティング等による場所に拘わらないコミュニケーションの確立等によって、従来とは違う場所・地域に拘わらない働き方、コミュニケーションのあり方が生まれてきております。弊所もこういったコミュニケーションのあり方、変容に応じて、オンラインを駆使しながら、場所の制約なく、全国各地のクライアントの皆様としっかりとコミュニケーションをとり、様々なリーガルサービスを提供して参る所存です。また、オンラインセミナーを引き続き行いながら、弊所の考えるリーガル視点をしっかりと発信もしていきたいと思っております。そして、本年はそろそろポストコロナを考える状況になっていくことも予想されます。人々が会うことを避けていた鬱積が爆発的展開を迎える時代が訪れるかもしれません。そうした時、様々なビジネス、それに伴う紛争やリーガルニーズが生じることも予想されます。社会変容をしっかりと見据え、時代に即応したリーガルサービスを果敢に提供していく所存です。

ただ、社会がいかに変容しようとも、弁護士にとって最も重要なのは、クライアントの皆様が抱える悩みや課題に対応できる専門力と総合力だと思います。社会が変わっていく中でも、どっしりとした地力/底力を磨いていくこと、そのことを本年も弊所の課題としたいと思っております。

かつて、ペストの流行がイタリア・ルネサンスを生み出したように、新型コロナウイルス禍がもたらす新たな社会変容が訪れる状況をしっかりと把握しながら、弊所は、地道に所員の専門力と総合力を磨き、来るべき時代に対応できるようにしていく所存です。

代表弁護士 室谷 光一郎

令和2年改正個人情報保護法について

令和2年6月5日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、「令和2年改正法」といいます。）が成立し、同年6月12日に公布されました。その後、個人情報保護委員会において関連する政令・規則・ガイドライン等の改正が行われ、本年4月1日から全面施行されることになります。改正項目は非常に多岐にわたりますが、（1）個人の権利の在り方、（2）事業者の守るべき責務の在り方、（3）事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方、（4）データ利活用の在り方、（5）ペナルティの在り方、（6）法の域外適用・越境移転の在り方、の6つの論点群に大別されます。

まず、（1）個人の権利の在り方として、利用停止・消去等の個人の請求権について、現行法では一部の法違反の場合に限定されていましたが、令和2年改正法では、保有個人データに係る本人関与を強化する観点から要件が拡大し、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも認められることになりました。また、オプトアウト規定により第三者に提供できる個人データの範囲を現行法よりも限定し、不正取得された個人データをオプトアウト規定によって提供することが禁止されます。加えて、オプトアウト規定によって取得されたデータをオプトアウト規定によって提供することも禁止されました。

次に、（2）事業者の守るべき責務の在り方として、現行法では漏えい等事案が発生した際の個人情報保護委員会への報告は法律上義務付けられておりませんが、令和2年改正法により、個人の権利利益の侵害のおそれが大きい事態について、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務付けられました。加えて、個人の権利利益の保護に照らして看過できない方法で個人情報が利用されている事例がみられたことから、個人情報取扱事業者に対し、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法によって個人情報を利用してはならない旨が明確化されました。また、（3）事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方として、本人の適切な理解と関与を可能としつつ個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等が法定公表事項として追加されました。

次に、（4）データ利活用の在り方については、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないものとして、氏名等を削除した「仮名加工情報」が創設され、内部分析に限定する等を条件に、利用目的変更の制限、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和されています。また、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人の同意が得られていること等の確認が義務付けられました。

さらに、（5）ペナルティの在り方として、個人情報保護委員会による命令違反、同委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げるとともに、データベース等不正提供罪、同委員会による命令違反の罰金については、法人と個人の資力格差等を勘案し、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額が引き上げられております。その他、（6）法の域外適用・越境移転の在り方について、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者が罰則によって担保された報告徴収・命令の対象になるとともに、外国にある第三者への個人データの提供時に移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めることとされています。

このように令和2年改正法による改正項目は多岐にわたり、企業においても様々な検討・対応が必要となってきます。弊所では、令和2年改正法・政令・規則・ガイドライン等の検討を重ねてより一層取り組んでまいりますので、お気軽にご相談ください。



帝国の時代か？ 帝国の終焉か？

弁護士 室谷 光一郎

かなりマニアックですが、本年は、アジア、ヨーロッパを席卷したオスマン帝国が崩壊してから100年です。約10年前にイスタンブールに旅行した時、この帝国の凄まじいパワーは民族等、様々な多様性を受容してきたことに起因していると感じたことが思い出されます(早く世界各地を旅行したいです)。

現在、世界は米中対立の行方について固唾を飲んで見守っている状況です。米中という帝国の時代が到来するのか、それとも帝國的なるものは終焉していくのか、気になる今日この頃です。ただ、オスマン帝国のように多様性を受容する世界であって欲しいものです。



お米のおいしさ発見！！

弁護士 堀ノ内 佳奈

昨年11月、新しい炊飯器を購入しました。一人暮らしを始めてから約7年間愛用したおさがりの炊飯器と泣く泣く別れを告げ、ようやく届いた炊飯器で炊いた真っ白のほかほかご飯はとても味があり、想像以上に美味しかったです。買い替えるまでは気が付かなかったお米の甘さを噛めば噛むほどに感じられ、つついお箸が止まらなくなりました。

お米の美味しさを感じられるようになったことが大人になった気分で嬉しくなり、2022年はこのお米のように噛めば噛むほど味のある人間になれるよう、広い視野をもって多くのことにチャレンジしたいなと少し早めの新年の決意をいたしました。



年男

弁護士 柳 知幸

入所して一年が経ちました。この一年を思い返しますと、新たな環境や業務内容に慣れるのに必死で、例年になくあつという間でしたが、新たな経験も多々あり、充実した一年でした。

今年は寅年、私は「年男」にあたります。年男(年女)はその年の年神様のご加護を多く受けることができ、縁起が良いと言われていたそうです。この縁起の良さを力に変えて、ますます精進していきたいと思えます。そして「感謝、謙虚、努力」を心に留めて、クライアントの皆様へのサービス向上に努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます(虎頭蛇尾にならないように気をつけます!)

事務局だより

テイクアウトやデリバリーでお店の味を自宅で楽しむことがコロナ禍唯一の楽しみでしたが、ゴミの量が増えて困るようになりました。馴染みのお店にはタッパーを持参するようにしたのですが、これが味気ない!やはり料理はお洒落な容器や盛り付けがあつてこそだと実感しました。しかし環境のことを考えると…ジレンマです。事務局 國見

昨年は何処にも外出することがなかったので、家で楽しむことで家庭菜園を始め、トマト、キュウリ、オクラ等を育てました。息子と土いじりすることやすく育つ植物を観察するのは楽しいです。そして、何ととっても収穫する一大イベントが楽しく、その収穫した野菜を使ってどんな料理にするのか考えるのも楽しくてたまりません。事務局 中村